

令和3年2月16日

第1回廿日市市議会議案説明書
(第1回定例会)

廿日市市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第3号	専決処分事項の報告について	1
報告第4号	専決処分事項の報告について	3
報告第5号	専決処分事項の報告について	5
議案第13号	廿日市市宮島訪問税条例	7
議案第14号	廿日市市墓地設置及び管理条例及び廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	13
議案第15号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第16号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	19
議案第17号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
議案第18号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
議案第19号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第20号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	33
議案第21号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	37

議案第 2 2 号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部 を改正する条例 3 9
議案第 2 3 号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に 関する条例の一部を改正する条例 4 1
議案第 2 4 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例 4 3
議案第 2 5 号	廿日市市農業振興基金の設置、管理及び 処分に 関する条例を廃止する条例 4 7
議案第 3 6 号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏 形成に係 る連携協約の変更に関する協議について 4 9
議案第 3 7 号	市道路線の認定について 5 1
議案第 3 8 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員 の選任の 同意について 5 3
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を 求めること について 5 5

(報告第 3 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

令和 2 年議案第 6 3 号により契約を締結することについて議決を得た阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
251,768,000円	261,135,600円	9,367,600円

3 専決処分年月日

令和 3 年 1 月 2 8 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年条例第 6 号) 第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 1 0 0 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。

(報告第4号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和2年11月7日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市阿品四丁目地内の市道田尻1号線を進行中、路面の穴に同車の右前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 52,672円

3 専決処分年月日

令和2年12月18日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 5 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 2 年 1 1 月 1 1 日 が、自転車を運転して、廿日市市地御前三丁目地内の市道堀通り幹線を進行中、表裏反対に設置されたグレーチングの隙間に同車の前輪が落ちたことにより転倒し、同人が右手首及び右すねを負傷するとともに、同車も損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 4 4 , 1 5 2 円

3 専決処分年月日

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

4 根拠法令

報告第 4 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 4 号説明書に同じ。

(議案第13号)

廿日市市宮島訪問税条例

(宮島財源確保推進室)

1 制定の理由

宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応することを目的として、宮島訪問税を課することに関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 趣旨・課税の根拠（第1条及び第2条関係）

条例の趣旨及び宮島訪問税を法定外普通税として課税する根拠について規定する。

(2) 定義（第3条関係）

次に掲げるものその他の条例における用語の意義について定める。

ア 旅客船舶 宮島旅客運送事業において使用する船舶

イ 訪問 宮島町以外の公有水面を除く区域から宮島町の公有水面を除く区域に入域すること

ウ 訪問者 旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であつて、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のもの

(ア) 宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者

(イ) 宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等

(3) 納税義務者（第4条関係）

宮島訪問税は、訪問者に課する。

(4) 課税免除（第5条関係）

次に掲げる者に対しては、宮島訪問税を課さない。

ア 未就学児

イ 学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる

行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人

ウ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者

(5) 減免（第6条関係）

市長は、天災その他特別の事情がある場合においては、規則で定めるところにより宮島訪問税を減免することとする。

(6) 税率（第7条関係）

宮島訪問税の税率は、訪問者が訪問をするごとに1人100円とする。ただし、1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円とする。

(7) 徴収の方法（第8条から第13条まで関係）

宮島訪問税は、それぞれ次に掲げる方法によって徴収する。

ア 旅客船舶により訪問をする旅客その他の者に係る宮島訪問税は、特別徴収により宮島旅客運送事業を営む者などが徴収する。

イ 旅客船舶以外の船舶により棧橋及び浮棧橋を使用して訪問をする者に係る宮島訪問税は、特別徴収により棧橋及び浮棧橋の管理者などが徴収する。

ウ 1年分を一時に納付する者に係る宮島訪問税は、規則で定める日までに、申告書を市長に提出し、その申告に係る税額を納付書によって納付することとする。

エ ア、イ及びウ以外の者に係る宮島訪問税は、訪問をした日から起算して10日以内に、申告書を市長に提出し、その申告に係る税額を納付書によって納付することとする。

(8) 特別徴収の申告納入（第14条関係）

宮島訪問税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の納入申告書を市長に提出し、その申告に係る納入金を納入書により納入することとする。

(9) 宮島旅客運送事業の開廃の届出等（第15条関係）

宮島旅客運送事業を営もうとする者は、その宮島旅客運送事業を開

始する日の5日前までに、申告書等を市長に提出することなどとする。

(10) 特別徴収に係る納入義務の免除等（第16条関係）

市長は、宮島訪問税の特別徴収義務者が運賃等及び宮島訪問税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合などには、特別徴収義務者の申請により、宮島訪問税の納入の義務を免除することなどができるとする。

(11) 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等（第17条及び第22条関係）

宮島訪問税の特別徴収義務者は、その徴収すべき宮島訪問税に係る訪問の総数、税額その他規則で定める事項を帳簿に記載し、その帳簿を3年間保存しなければならないこと及び正当な事由がなくその記載義務等を履行しなかった者などを3万円以下の罰金に処することとする。

(12) 更正及び決定の通知等（第18条及び第19条関係）

宮島訪問税の更正又は決定及び宮島訪問税の過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定に係る通知及び納付又は納入について規定する。

(13) 納税管理人の指定等（第20条及び第21条関係）

宮島訪問税の特別徴収義務者は、市内に住所等を有しない場合においては、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、10日以内に市長に申告することなどとし、納税管理人について申告すべき者が正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者を10万円以下の過料に処することとする。

(14) 検討（附則第5条関係）

市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宮島訪問税に係る制度について検討及びその結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(15) その他宮島訪問税の賦課徴収等に必要な事項を定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

規則で定める日。ただし、準備行為に関する規定については公布の日

(2) 適用区分

宮島訪問税は、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日以後の訪問について適用する。

4 根拠法令

(1) 地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第673条 市町村法定外普通税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該市町村の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

第676条 市町村法定外普通税の納税義務者（特別徴収に係る市町村法定外普通税の納税義務者を除く。次項及び第678条において同じ。）又は特別徴収義務者は、納付義務又は納入義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納付又は納入に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

第678条 市町村は、第676条第2項の認定を受けていない市町村法定外普通税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告をすべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で10万円以下の過料を科する旨

の規定を設けることができる。

第681条 市町村法定外普通税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該市町村法定外普通税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

第684条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村法定外普通税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、当該市町村法定外普通税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

第684条の2 市町村法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該市町村の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

② 前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該市町村の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

第685条 市町村法定外普通税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該市町村法定外普通税の徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

② 前項の特別徴収義務者は、当該市町村法定外普通税の納期限までにその徴収すべき市町村法定外普通税に係る課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

(2) 地方自治法

第14条

- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(議案第 1 4 号)

廿日市市墓地設置及び管理条例及び廿日市市火葬場設置及び
管理条例の一部を改正する条例

(環 境 政 策 課)

1 改正の理由

廿日市市墓地及び廿日市市火葬場の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市墓地設置及び管理条例の一部改正

ア 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手續、管理の基準等を次のように定める。

(ア) 指定管理者の指定の申請 (第 2 3 条関係)

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して市長に提出しなければならない。

(イ) 指定管理者の指定 (第 2 4 条関係)

市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る墓地の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

a 事業計画書の内容が、墓地の使用者の平等な使用を確保できるものであること。

b 事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

c 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(ウ) 指定管理者が行う業務 (第 2 5 条関係)

指定管理者は、墓地の維持管理に関する業務、樹木葬墓及び合

葬墓への焼骨の埋蔵等に関する業務などを行う。

(I) 指定管理者の義務等

a 事業報告書の作成及び提出（第26条関係）

指定管理者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

b 業務報告の聴取等（第27条関係）

市長は、墓地の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

c 指定の取消し等（第28条関係）

(a) 市長は、指定管理者が a 又は b に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

(b) 市は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生ずることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

イ その他必要な規定の整理を行う。

(2) 廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部改正

ア 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手続、管理の基準等を次のように定める。

(ア) 指定管理者の指定の申請（第12条関係）

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して市長に提出しなければならない。

(イ) 指定管理者の指定（第13条関係）

市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る火葬場の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

- a 事業計画書の内容が、火葬場の使用者の平等な使用を確保できるものであること。
 - b 事業計画書の内容が、火葬場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - c 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (ウ) 管理の基準（第4条及び第5条関係）
- 使用時間及び休場日を条例で定めることとし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間及び休場日を変更することができる。
- (イ) 指定管理者が行う業務（第14条関係）
- 指定管理者は、火葬場の使用の許可に関する業務、火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務などを行う。
- (オ) 指定管理者の義務等
- a 事業報告書の作成及び提出（第15条関係）
- 指定管理者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- b 業務報告の聴取等（第16条関係）
- 市長は、火葬場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- c 指定の取消し等（第17条関係）
- (a) 市長は、指定管理者が a 又は b に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。
 - (b) 市は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生ずることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

イ その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 準備行為

指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(議案第 1 5 号)

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体を拡大するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体に指定都市及び中核市を加える。
- (2) 放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から1年を経過する日の属する年度の末日までに放課後児童支援員の認定資格研修の受講を予定している者を放課後児童支援員とみなすこととする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第16号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

平成30年度から令和2年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、令和3年度から令和5年度までの新たな介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において介護保険法施行令が改正され、所得指標の見直しが実施されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護保険料の額を次のとおり定める。

保険料段階	月額	年額
第1段階	1,650円	19,794円
第2段階	2,309円	27,711円
第3段階	3,849円	46,186円
第4段階	4,949円	59,382円
第5段階	5,498円	65,980円
第6段階	6,598円	79,176円
第7段階	7,148円	85,774円
第8段階	8,248円	98,970円
第9段階	9,072円	108,867円
第10段階	9,622円	115,465円
第11段階	10,172円	122,063円
第12段階	10,997円	131,960円

(2) 介護保険料の額の算定に当たり所得指標として用いている合計所得金額について、次のとおり控除を追加する。

ア 低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、合計所得金額か

ら100万円を上限に控除する。

イ 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合には、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

② 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

(議案第 1 7 号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 夜間対応型訪問介護 (第 3 章関係)

ア オペレーターの基準の見直し

(ア) オペレーターと事業所の同一敷地内にある施設等の職員との兼務を認めることとする。

(イ) オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員等との兼務を認めることとする。

イ 他の訪問介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部を委託することができることとする。

ウ 複数の事業所間で一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができることとする。

エ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対して夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても夜間対応型訪問介護を提供するよう努めなければならないこととする。

(2) 地域密着型通所介護 (第 3 章の 2 関係)

ア 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

イ 非常災害に関する避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(3) 認知症対応型通所介護（第4章関係）

ア 共用型認知症対応型通所介護事業所の管理者と当該事業所の他の職務と当該事業所の同一敷地内にある他の本体事業所等の職務との兼務を認めることとする。

イ 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

ウ 非常災害に関する避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(4) 小規模多機能型居宅介護（第5章関係）

ア 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合に、管理者と介護職員との兼務を認めることとする。

イ 過疎地域等の事業者は、一定の期間に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービスの提供ができることとする。

ウ 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

(5) 認知症対応型共同生活介護（第6章関係）

ア 共同生活住居の数が3の場合において、各共同生活住居が同一の階で隣接し、職員が円滑に利用者の状況把握を行うことなどができるときは、夜間及び深夜に配置する従業者を2人以上とすることができることとする。

イ 計画作成担当者を共同生活住居ごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

ウ サテライト型の事業所について、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準に準じ、管理者及び計画作成担当者の配置等について

基準を定める。

エ 事業所の共同生活住居の数について、1又は2のところを1以上3以下とする。

オ 定期的な外部の評価について、運営推進会議を活用できることとする。

カ 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護（第7章関係）

ア 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

イ 非常災害に関する避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章関係）

ア 施設に置くべき従業者について、栄養士を1名以上のところを栄養士又は管理栄養士を1名以上とする。

イ 他の社会福祉施設等との連携を図ることにより地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合は、栄養士又は管理栄養士を置かないことができることとする。

ウ 地域密着型介護老人福祉施設とユニット型介護老人福祉施設又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合に、介護職員と看護職員との兼務を認めることとする。

エ 各入所者の状態に応じた栄養管理及び口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。

オ サテライト型居住施設の入所者の処遇が介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員により適切に行われると認められる場合は、サテライト型居住施設に生活相談員を置かないことができることとする。

カ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の基準の見直し

(7) 1ユニットの入居定員を、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(1) ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。

キ 医療又は福祉関係の資格を有さない職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

ク 非常災害に関する避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(8) 全サービス共通

ア 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

イ 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスを継続的に提供するための業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

ウ 感染症の発生又はまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

エ 運営基準において実施が求められる会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

オ 運営規程等の重要事項を事業所に閲覧可能な状態で置くことをもって、当該事項を掲示することに代えることができることとする。

カ 虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備及び研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めなければならないこととする。

キ 利用者等にケアプランや重要事項説明書等の説明又は同意を書面で行うもの及び介護サービス事業者における諸記録の保存又は交付

等は、電磁的記録による対応を認めることとする。

(9) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 1 8 号)

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護 (第 2 章関係)

ア 共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者と当該事業所の他の職務と当該事業所の同一敷地内にある他の本体事業所等の職務との兼務を認めることとする。

イ 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

ウ 非常災害に関する避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (第 3 章関係)

ア 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合に、管理者と介護職員との兼務を認めることとする。

イ 過疎地域等の事業者は、一定の期間に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービスの提供ができることとする。

ウ 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護（第4章関係）

ア 共同生活住居の数が3の場合において、各共同生活住居が同一の階で隣接し、職員が円滑に利用者の状況把握を行うことなどができるときは、夜間及び深夜に配置する従業者を2人以上とすることができることとする。

イ 計画作成担当者を共同生活住居ごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

ウ サテライト型の事業所について、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準に準じ、管理者及び計画作成担当者の配置等について基準を定める。

エ 事業所の共同生活住居の数について、1又は2のところを1以上3以下とする。

オ 定期的な外部の評価について、運営推進会議を活用できることとする。

カ 医療又は福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 全サービス共通

ア 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

イ 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスを継続的に提供するための業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

ウ 感染症の発生又はまん延の防止のための対策を検討する委員会の

開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

エ 運営基準において実施が求められる会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

オ 運営規程等の重要事項を事業所に閲覧可能な状態で置くことをもって、当該事項を掲示することに代えることができることとする。

カ 虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備及び研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めなければならないこととする。

キ 利用者等にケアプランや重要事項説明書等の説明又は同意を書面で行うもの及び介護サービス事業者における諸記録の保存又は交付等は、電磁的記録による対応を認めることとする。

(5) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 1 9 号)

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準 (第 4 章関係)

ア 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

イ 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスを継続的に提供するための業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

ウ 感染症の発生又はまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

エ 運営基準において実施が求められる会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

オ 運営規程等の重要事項を事業所に閲覧可能な状態で置くことをもって、当該事項を掲示することに代えることができることとする。

カ 虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備

及び研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めなければならないこととする。

- (2) 利用者等にケアプランや重要事項説明書等の説明又は同意を書面で行うもの及び介護サービス事業者における諸記録の保存又は交付等は、電磁的記録による対応を認めることとする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

- (1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 2 0 号)

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準 (第 3 章関係)

ア 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のやむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を管理者とすることができることとする。

イ 令和 3 年 3 月 3 1 日時点で介護支援専門員を管理者としている居宅介護支援事業所は、令和 9 年 3 月 3 1 日まで当該介護支援専門員を管理者とすることができることとする。

(2) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準 (第 4 章関係)

ア 居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、ケアプランの訪問介護等の各サービスの割合及び訪問介護等の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、理解を得なければならないこととする。

イ 運営基準において実施が求められる会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

ウ ケアプランのサービス費の総額が支給限度額に占める割合及びケアプランの訪問介護に係るサービス費が当該ケアプランのサービス費の総額に占める割合がそれぞれ高い場合には、ケアプランの妥当

性を検討し、届け出なければならないこととする。

エ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

オ 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスを継続的に提供するための業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

カ 感染症の発生又はまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととする。

キ 運営規程等の重要事項を事業所に閲覧可能な状態で置くことをもって、当該事項を掲示することに代えることができることとする。

ク 虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備及び研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めなければならないこととする。

(3) 利用者等にケアプランや重要事項説明書等の説明又は同意を書面で行うもの及び介護サービス事業者における諸記録の保存又は交付等は、電磁的記録による対応を認めることとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指

定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき

第 8 1 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 2 1 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の税率及び減額に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率及び被保険者均等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 2.2	100 分の 2.5
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	8,300 円	9,700 円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の減額賦課について、(1)の被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を改正する。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 2 2 号)

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

広島県の重度心身障害者医療費公費負担事業において、精神障害者に対する医療費助成制度が設けられることなどに伴い、精神障害者を重度心身障害者医療費の支給対象者とするなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 障害等級が 1 級の精神障害者保健福祉手帳及び精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の所持者を支給対象者に加える。
- (2) (1)の支給対象者に支給する重度心身障害者医療費について、入院を対象外とする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和 3 年 4 月 1 日
- (2) 準備行為

2 の(1)の支給対象者に係る申請及び受給者証の交付に関して必要な行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 23 号)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

(建築指導課)

1 提案の要旨

阿品台地区地区計画の都市計画の決定を踏まえ、当該地区整備計画区域内における建築物に関する制限を次のように定めようとするものである。

- (1) 建築物の敷地面積の最低限度を 135 平方メートルとする。
- (2) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度を、道路境界にあっては 1 メートルとし、隣地境界にあっては 0.8 メートルとする。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

建築基準法

第 68 条の 2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

(議案第24号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課)

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定等に係る手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料の額を次のとおり改定する。

ア 工場等部分を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合

	工場等部分の床面積の合計面積区分	工場等部分に係る手数料（1件につき）
現 行	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	4万5,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、3万9,000円）
改正後	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	3万2,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、2万8,000円）
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	4万5,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、3万9,000円）

イ 工場等部分以外の部分を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合

	工場等部分以外の部分の床面積の合計面積区分	工場等部分以外の部分に係る手数料（1件につき）
--	-----------------------	-------------------------

現行	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	39万円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、15万4,000円）
改正後	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	30万2,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、11万7,000円）
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	39万円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、15万4,000円）

(2) 建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る手数料の額を次のとおり改定する。

ア 工場等部分を有する建築物について当該書面の交付を受けようとする場合

	工場等部分の床面積の合計面積区分	工場等部分に係る手数料（1件につき）
現行	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	2万2,500円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、1万9,500円）
改正後	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	1万6,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、1万4,000円）
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	2万2,500円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、1万9,500円）

イ 工場等部分以外の部分を有する建築物について当該書面の交付を受けようとする場合

	工場等部分以外の部分の床面積の合計面積区分	工場等部分以外の部分に係る手数料（1件につき）
現 行	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	19万5,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、7万7,000円）
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	15万1,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、5万8,500円）
改正後	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	19万5,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、7万7,000円）
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	15万1,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、5万8,500円）

- (3) 非住宅部分を有する建築物について建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額を次のとおり改定する。

	非住宅部分の床面積の合計面積区分	非住宅部分に係る手数料（1件につき）
現 行	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	40万1,000円（誘導基準適合図書を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円）
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	31万円（誘導基準適合図書を提出する場合は1万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は12万円）
改正後	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	40万1,000円（誘導基準適合図書を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円）
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	31万円（誘導基準適合図書を提出する場合は1万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は12万円）

- (4) 非住宅部分を有する建築物について建築物のエネルギー消費性能の

認定に係る手数料の額を次のとおり改定する。

	非住宅部分の床面積の 合計面積区分	非住宅部分に係る手数料（1件につ き）
現 行	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	40万1,000円（消費性能基準適合図書 等を提出する場合は2万9,000円、モ デル建築物消費性能基準に適合して いる場合は15万9,000円）
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	31万円（消費性能基準適合図書等を 提出する場合は1万7,000円、モデル 建築物消費性能基準に適合している 場合は12万円）
改正後	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	40万1,000円（消費性能基準適合図書 等を提出する場合は2万9,000円、モ デル建築物消費性能基準に適合して いる場合は15万9,000円）

(5) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 25 号)

廿日市市農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例

(農林水産課)

1 提案の要旨

廿日市市の農業振興に資することを目的として、基金の全部を処分するため、廿日市市農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(議案第36号)

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
変更に関する協議について

(経営政策課)

1 提案の要旨

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、
広島市と協力して実施し、相互に連携を図る取組を次のとおり追加する
ため、当該連携協約を変更することに関し、同市と協議しようとするも
のである。

(1) 取組

地域におけるにぎわいの創出

(2) 内容

圏域におけるにぎわいの創出に向け、海の玄関口である港でのイベ
ントの開催などに取り組む。

(3) 広島市の役割

海の玄関口である港でのイベントの開催などに主体的に取り組む。

(4) 廿日市市の役割

海の玄関口である港でのイベントの開催などに広島市と協力して取
り組む。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の
普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の
普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団
体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該
他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的

な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- ③ 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- ④ 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(議案第37号)

市道路線の認定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

開発行為により設置した新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
1434	沢の尾3号支線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1435	玉野井2号支線	
1436	桃山9号線	寄附を受けた新設道路を市道とするため

2 根拠法令

道路法

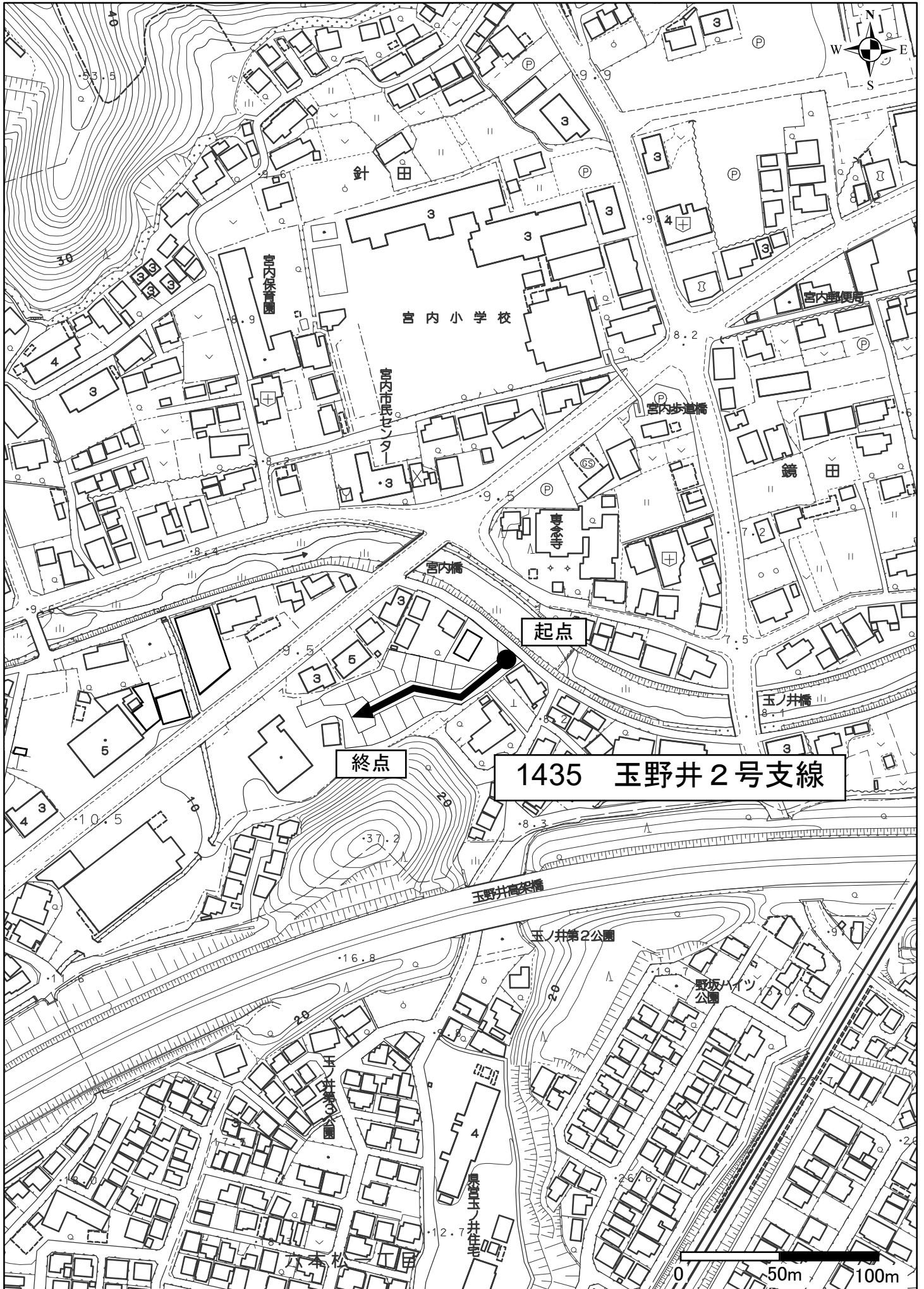
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

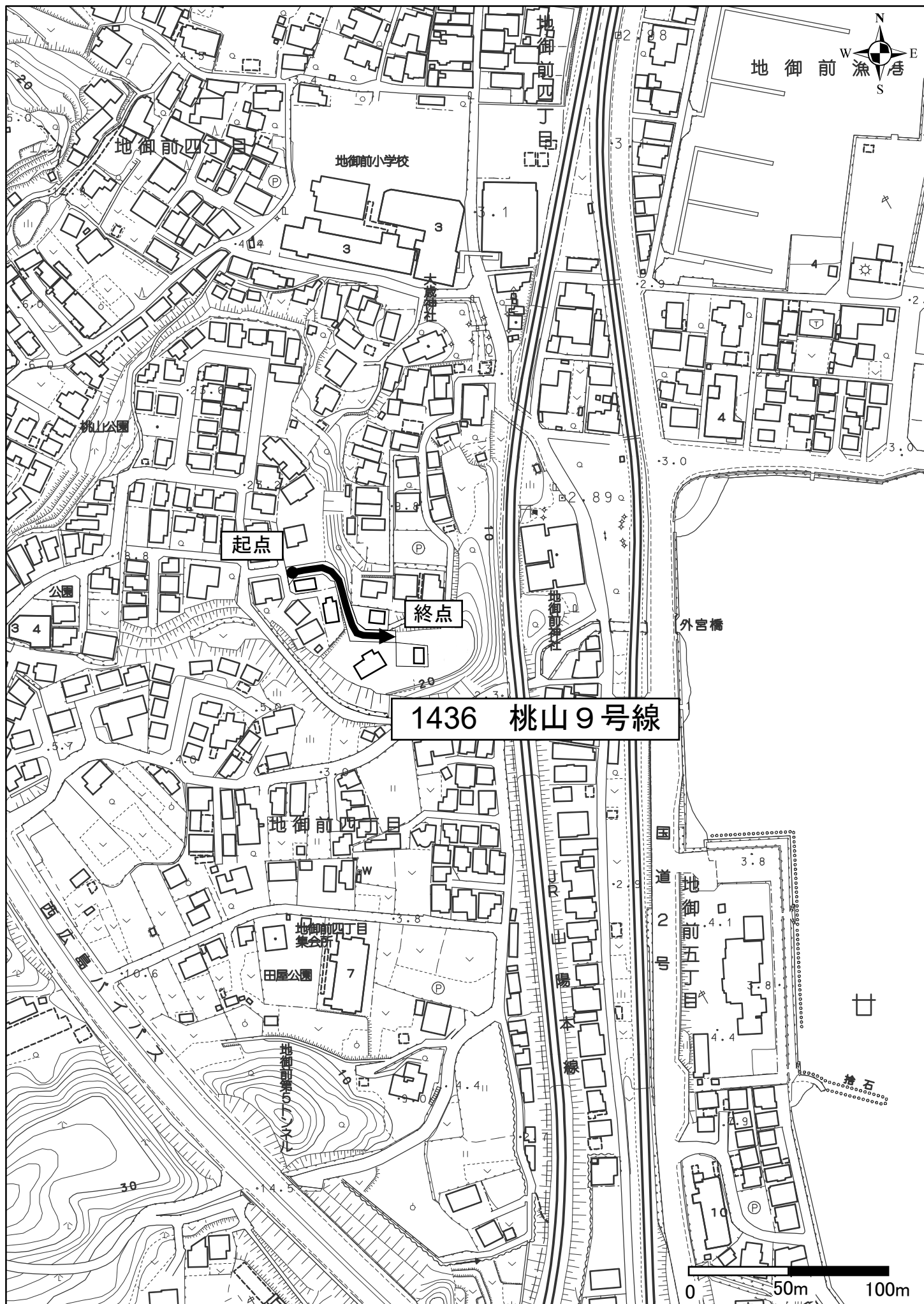
認定路線図 1



認定路線図 2



認定路線図3



(議案第38号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木春好委員及び酒井龍夫委員は、令和3年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 春 好 (再任)

酒 井 龍 夫 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

河 原 直 己

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 市里尚弘委員及び青木敬子委員は、令和3年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 敬 子 (再任)

中 田 禎 二 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 一 ち代

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

正 留 律 雄

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

増 田 育

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

河 野 和 夫

下 桶 博 美

島 雅 夫

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。